

**令和4年度 第1回 南あわじ市入札監視委員会 議事概要**

開催日時	令和4年5月26日(木) 午後1時から午後3時まで	
開催場所	南あわじ市役所 第2別館2階 第5会議室	
出席委員(職業)	委員長 滝 明良(元公正取引委員会 九州事務所長) 委員 潮崎 征功(公認会計士) 委員 富本 和路(弁護士)	
事務局出席者	木田総務企画部長 富山財務課長 安富係長(財務課) 榎本主査(財務課)	
関係課出席者	[建設課] 土井課長、彦坂係長、古川係長 [水産振興課] 庄田係長 [環境課] 堀課長、清水係長	
議事概要	1. 開会 <b>委員長あいさつ</b> 2. 抽出期間における入札概要について <b>審議対象期間における入札及び契約状況の報告</b> 3. 議事案件 抽出事案に係る入札及び契約手続き等の審議 ※詳細については、別紙 会議録のとおり 4. その他 1. 今後の開催について ※詳細については、別紙 会議録のとおり 5. 閉会	
審議対象期間	令和4年1月1日から令和4年3月31日まで	
制限付一般競争入札	2件	対象件数 4件
公募型一般競争入札	1件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員会からの意見・質問	意見・質問	回答等
とそれに対する回答	別紙 会議録のとおり	別紙 会議録のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し	

## 令和4年度 第1回入札監視委員会議事案件一覧

審議順

入札執行日	担当課	執行方法	工事・業務番号	工事・業務名	主に質問したいこと
1 1月14日	建設課	制限付一般	単補第4号	松帆脇田地区舗装修繕工事	同日入札の単補第6号松帆慶野地区舗装修繕工事と比較して、前者は最低制限価格と同額で低落札率での落札となっているのに対し、本件は比較的高い落札率であるが、どのような違い、理由が考えられるか。
2 1月28日	建設課	指名競争	乙第5020号	(普)姫野郷川河川災害復旧工事	最低制限価格と同額での落札となっている理由。
3 2月2日	水産振興課	制限付一般	漁単第3-14号	令和3年度 浮体式多目的公園 老朽化対策工事	高落札率の理由。
4 3月3日 (審査会承認日)	環境課	随意契約	環境衛生第3-34号	支障物件撤去工事	工事の内容。 1者随意契約の理由。

## 令和4年度 第1回 南あわじ市入札監視委員会 会議録

### 1 抽出期間における入札概要について

#### 入札概要説明

○事務局より審議対象期間における入札方式別発注件数、金額等の入札・契約状況について説明。

(委員長) 対象期間において、最低制限価格と同額での落札件数が割とありますが、この時期は特に多いのでしょうか、それともこうした傾向が最近は強まっているのでしょうか。

(事務局 1) 土木工事に関しては、労務費、材料費等の算定方法を定めた積算基準書、労務単価・資材単価等について、基本的に県等が公表しています。公表されていない単価については、業者への見積徴収により単価を決定することになります。工事費の中に見積で決定した単価の占める割合が小さい工事については、市の設計と同額の金額を算出することが可能と思われれます。例えば舗装工事については、見積で決める単価が少ないので、受注意欲が高い場合には最低制限価格と落札額が同額になる傾向が強くなります。さらに、国や県では2年ほど前から、土木工事において見積で決定した単価を入札公告時に公表する取扱いをしており、南あわじ市でも昨年4月から国や県に準じて同様の取扱いを開始しました。このため、土木工事では、市の積算額がより推測しやすくなり、また、最低制限価格の算定式も公表していることから、受注意欲のある業者は最低制限価格と同額での応札がしやすくなると考えられます。このためか、最低制限価格と同額での落札が令和2年度8件に対し、令和3年度は22件ありました。

(委員 2) 対象期間において、最低制限価格と同額での落札となった9件のうち、くじによる決定となった案件はどのくらいあったのでしょうか。

(事務局 1) 2件です。

(委員長) ありがとうございました。他になければ個別案件に移らせていただきます。

## 2 議事案件

### 1. 松帆脇田地区舗装修繕工事（建設課）

#### ○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長)           今回は私が抽出しましたので、まずは私から質問させていただきます。落札状況を見ますと予定価格超で入札された方が多くあり、落札された方の落札率も高いものでした。一方、別途同日に入札のあった松帆慶野地区の工事では、2 者が最低制限価格で入札し、くじにより落札者が決まっているということで、落札率は低くなっています。工事の内容によっては積極的に受注したい工事があるのかも知れませんが、この2 件の結果が極端です。それぞれの工事の違いや特徴について教えてもらえるでしょうか。

(担当課 1)           ご指摘の通り、同時期に松帆脇田地区と松帆慶野地区の入札を行ったところ、一方は高い落札率、もう一方は低い落札率となりました。本舗装工事については、金額の割に工種が少ないということで、業者から提出されている内訳書を確認したところ、直接工事費はほぼ同額でした。そこから諸経費をいくらのせるかというのを各業者が検討した結果、予定価格をオーバーする業者もあれば、かなり低い者もありました。現場状況的にも脇田地区は通行量が多く小学校通学路にもなっているため、施工しづらい現場であるとは思いますが、この脇田地区と慶野地区の舗装工事の内訳書はほぼ同じように積算しているため、やはり条件面がネックになって、落札率が上がったのではと考えています。また、脇田地区の工事では、最低制限価格より僅かに低く入れて失格になった業者がおり、受注意欲のある業者は他にもいたけれど、最近制限価格を下回ったため結果として落札率が高い業者が次点で落札した、ということだと思います。

(委員長)           脇田地区の方は、業者にとって工事の条件的にいいものではなかったということですね。

(担当課 1)           そのように考えています。

(委員長)           舗装工事は積算が比較的容易であると思われるので、予定価格より高く、到底落札できないであろう金額を入れてくるのは、受注意欲がないからだとも考えられます。一方、受注意欲のある業者は相当低い金額で入れました。また、慶野地区の方は最低制限価格と同額で2 者が応札してくじになっています。これまでの委員会の中でも何度かご説明をいただいております。

り、舗装工事の積算は慣れた業者であれば当局と同額の積算を行うことが比較的容易であり、最低制限額と同額の入札が出て不思議ではないとは思っています。しかし、脇田地区工事の業者 A は僅かに外して失格となっているのですが、こういうこともあるのでしょうか。

(担当課 2) 率を掛けて計算する部分もあり、その際の数字の切り方に対する考えの違いではないかと思います。また、先ほど申しました通り、直接工事費につきましては額がほぼ近いという状況ですので、その僅かな金額の取り方で変わってくる可能性もあります。

(委員長) 結果的には結構な差がありましたので、なぜかなと思ったところです。私からは以上です。

(委員 1) それでは私から質問させていただきます。業者 A の方は脇田地区工事で最低制限価格の僅かに下の金額を入れてきているということで、この誤差は単価と数量から計算した後、切り上げるか、切り捨てるか、四捨五入するか、というところで生じるようなものと考えられるのでしょうか。

(担当課 2) おそらく、直接工事費の中で積み上げた部分が数千円違っており、それに諸経費を掛けて今回の金額差に繋がったと考えます。

(委員 1) 慶野地区工事の方も似たものだと思いますが、こちらは最低制限価格と同額での入札ということですね。

(担当課 2) それぞれの設計内訳等に準じて積算されていますので、どこか一部違っていればもしかしたら最低制限価格未満とならなかったのでは、という気持ちはあります。

(委員 1) 双方の金抜き設計書を比較してみたところ、面積等の数量は当然違いますが、費目としてはほぼ全部同じですので、正しく積算できてもおかしくないとはいえます。もしかしたら数字の入力ミスであったのかも知れません。この点については検証のしようがありませんが。私としては、業者 B が片方は最低制限価格と同額で、片方は差が出ている、というのが気になっています。

(担当課 1) 話に上がっている 2 件の工事は、同じ日に入札して、同時期に完成となる工事でした。想像にはなりますが、自社の施工能力を考えて業者 B は 2 件とも取ろう、という気がなかったのではないかと思います。業者 A についてはどちらも取ろうとしていたようなのでそちらとは矛盾するのですが。

(委員 1) 企業の内部事情がそれぞれ違うので、そういうこともあるかと思われま

同じ日の入札ということですが、どちらかの結果が出てから次の金額を入れるのか、それとも同時に金額を入れてしまっているのでしょうか。

(事務局 1) 電子入札の場合、入札書は前日までにシステム上で送信することになっています。

(委員 1) 分かりました。

(委員 2) 今の点でお聞かせ願いたいのですが、各企業が応札を希望する金額を入れた入札書は前日に提出を締切っており、当日は開封してその結果を通達するだけ、ということですね。

(事務局 1) 電子入札の場合はそのようになります。

(委員 2) 分かりました。市側と民間側の積算金額の妥当性検証という観点から、各工事の一番上の入札金額と一番下の入札金額を除き、間の入札金額の平均を計算してみました。脇田地区の工事では、入札書比較価格に対して乖離率 0.8%と非常に近い額でした。慶野地区工事に関しても、入札書比較価格に対して民間の平均が乖離率 0.5%と非常に近いいため、積算金額の妥当性はあるという印象を受けました。また、先ほどの説明を聞くまでは、先に脇田地区工事の入札があつて、そちらを受注できなかったために次の慶野地区工事を受注しようとして最低制限価格と同額を入れてきたのかなと考えていましたが、実際には前日までにどちらも入札書提出が行われているということでした。そうなる業者 A と業者 B で各工事に対しての入札金額差の原因がどこにあるのかという疑問が生じますが、その点は各業者の内部事情等にもよると思いますのでここまでにしておきます。

(委員 1) これは回答できるか分からないですが、この 2 件の工事は、一般的にはどちらを受注したいと思われるのでしょうか。

(担当課 2) 仮に通行量等の制約がない場合であれば、一般的に言うと、脇田地区工事の方が取りたいのではないかと思います。理由として、一つには幅員が広いことがあります。他には南あわじ市の中で慶野地区よりも中心部に近いこと、コンクリートプラント工場等が近いためそちらを利用するのであれば都合がいい、といった理由が考えられるため、脇田地区は比較的条件がいいと考えます。しかし、実際のところは通行量が多いのと、児童生徒の通行も多いため特に安全配慮等が必要だという現場制限があり、割高になってしまったと考えます。

(担当課 1) これらの工事は地区との調整が必要でそれが難しいこともあるのですが、

(普) 姫野郷川河川災害復旧工事 (建設課)

脇田地区工事を受注した業者はこの路線付近に住む従業員がいたため、その方が現場に入ることによって地元調整がしやすかったという業者の事情もあるのかも知れません。

(委員 1) 脇田地区工事の方が取りたいのであれば、そちらの方が最低制限価格付近に入札金額が集中するのかと思ったのですが、その他の制限や事情もあるということですね。

(担当課 2) はい。そうなります。通行量に応じて交通整理員の配置を加味する必要がありますので、ある程度の経費を見込んでおかないといけない、と考えて高めに入れた業者は確かにあると思います。

(委員長) 舗装工事の場合は最低制限価格と同額の落札も結構あるようですが、最低制限価格と同額での入札というのは、皆さんその気になれば同額で積算できるものなのではないでしょうか。それとも少し外して前後する業者も多いのでしょうか。

(担当課 2) その点については、直接工事費の積算が正確にできれば、最低制限価格は比較的推定しやすいと思います。

(委員長) 推定しやすい中でも、先ほどおっしゃったように、数字の扱いの差などで僅かに金額がズレる可能性があるということですね。他になければこれで終了します。ありがとうございました。

2. (普) 姫野郷川河川災害復旧工事 (建設課)

○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) 私の方から質問させていただきます。この案件も最低制限価格と同額で落札されておりまして、この最低制限価格と同額を積算できる要因としてどのようなことが考えられるのでしょうか。

(担当課 3) はい。要因としましては、内訳書の中でも工種が少なかったことや、開示請求等により業者が市の設計との誤差を確認し修正する、といったことも行っているため、諸経費等についても比較的同等での積算がしやすかったのかなと思います。

(委員長) 業者が努力をしていれば、予定価格・最低制限価格に近い金額での積算が可能だということですね。

(担当課 3) そう考えます。

(普) 姫野郷川河川災害復旧工事 (建設課)

- (委員長) 予定価格の積算が比較的容易でありながら高い金額で入れている業者もありますが、そこは受注意欲の問題かなと考えます。受注する気があまりなければ高く入れるし、受注したければ推定した最低制限価格にできるだけ近づけるし。本件では受注意欲が相当あったために、最低制限価格と同額で入れてきたのだらうと思います。辞退の方もいますが、これはどのような理由であったでしょうか。
- (事務局 1) 3 者が期間内完成困難という理由で、1 者は配置技術者が不足しているためという理由でした。
- (委員長) 分かりました。私からは以上です。
- (委員 1) 私が気になったのは、業者 A が最低制限価格の約 98% という金額で失格となっている点です。前の案件で取り上げた 2 件の工事と本件を見る限り、業者 A はいつも最低制限価格を狙いに来ているように見えます。そういう傾向が他の入札でもあるのかどうかは少し気にしてもいいのかなと思いましたが、ただ、全部で最低制限価格と完全に一致しているのではなく、少しズレていたりもします。入札制度としては、狙っているけれども時々外すというのは良いあり方だと言えます。ただ、結果として受注意欲がそれだけ高い業者が落とせていない結果になってしまっているな、という気持ちもあります。
- (委員 2) 私の方からの質問ですが、特記仕様書は事前に公表されているのか、また、特記仕様書に関わる費用は積算に影響するか、という 2 点についてお聞かせください。
- (担当課 3) 本特記仕様書については、入札通知の際に業者にダウンロードしてもらう設計図書の中に含まれているため、事前に公表していることとなります。
- (委員 2) 一般的には工事内容の指定や制限、配慮の指示等が加わると、追加コストが発生すると考えます。例えば残土処理はこう処理しなさい、という内容であれば人員の配置なども変わってくるでしょうし、対応することも増え、コストが余計に発生するのかなと考えるのですが、その点はいかがでしょうか。
- (担当課 3) 特記仕様書は、市側での積算条件を業者側の積算でも見込んでいただくための書類です。この特記仕様書に記載している処分地については、「ここで処分するという条件で積算をしています」というお知らせであって、それを盛り込んだ積算になっています。



(委員 2) それでは、この特記仕様書があるのとなないのでは、積算の金額が変わらないということでしょうか。

(担当課 3) はい、変わりません。

(担当課 2) 詳細な説明文書と考えていただいたらいいのかなと思います。例えば建設発生土の処分について記載しておりますが、「発生土については近隣の施設等で再利用を考えているので指定の場所に仮置きしてください。処分場へ持って行かなくていいです。」という内容になっています。設計書の内訳書には表れないところを表記しているのが、この特記仕様書になります。

(委員 2) 分かりました。なぜこの質問をしたかといいますと、もし特記仕様書があることで追加経費がかかるのであれば、その微細な経費分も含めて最低制限価格と入札額がピタリと一致するというのは違和感があると考えたからです。しかし、先ほどの説明では、特記仕様書があっても本件の積算は他の工事の積算方法と変わりがないということですね。

(委員 1) 今の点で私も質問させてください。設計書に「残土等処分」「土砂等運搬（小規模）」という項目があるのですが、これと特記仕様書の建設発生土の関係はどのようになるのでしょうか。

(担当課 3) 特記仕様書で、現場から運搬する先の具体的な場所を示しています。

(委員 1) 詳しい場所を特記仕様書に書いているということですね。この特記仕様書があることで、より積算がしやすくなっていると言えるのかも知れませんね。

(委員 2) 私から最後にもう一点。これは最低制限価格と同額で落札された案件があれば毎回申し上げているのですが、今回の落札者が過去や今後の落札実績において、同じように最低制限価格と同額で落札する回数が頻繁にあるようであれば、何か疑わしい点があるのではないかという懸念が生じますので、今後も注視していくことが必要ではないかと考えます。私からは以上です。

(委員長) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

### 3. 令和3年度 浮体式多目的公園 老朽化対策工事（水産振興課）

#### ○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) 私からまず質問させていただきます。高落札率の理由としてどのようなことが考えられるのでしょうか。通常は、競合会社がもっと安い金額で入れて

くるかもと考えて落札額が下がっていくのが競争だと思いますが、今回は予定価格に近いところでの落札になっています。ということは、それぞれ工事技術に自信があるとか、対抗者が少ないような事情があるとか、こういう額を入れてくるのには何らかの理由があると思うのですが、その辺りはどうお考えでしょうか。例えば、技術的に他の追従を許さなければ、自分のところに勝てる業者がないため、あまり安い額を狙わなくていいということもあると思いますが、こうした要因は何か考えられるでしょうか。

(担当課 1) こちらの施設は、浮体式多目的公園ということで、全国にもほとんど類を見ないような形の施設になっております。元は横須賀で飛行機の洋上テスト滑走路に使われていた施設の一部を切り取って、こちらの方に持ってきました。大体延長 100m、幅 60m の鉄の塊を洋上に浮かべ、それを 2 本のドルフィンと呼ばれる柱で約 20 メートル下の海底地盤に固定して係留する、という施設になります。そうした施設の特異性から、入札に参加される業者はある程度限られてきたのではないかと思います。例えば水中に潜って溶接するなど、普通の建築工事や土木工事ではあまり見ないような工種も入っておりますので、そういった意味から海洋土木に強い業者が必然的に絞られて、競合が少ないというところで金額も高くなったのではと考えています。

(委員長) 参加者が 4 者いてそのうち 1 者が辞退していますが、その理由は聞いていますでしょうか。

(事務局 1) 辞退届には、期間内完成困難とされておりました。

(委員長) 分かりました。4 者が参加ということですが、参加が予想される業者はこれぐらいでしょうか。

(担当課 1) 今回の工事では、一般的な公共単価で積算できる工種が限られていまして、ほとんどが業者見積によって単価を決定しております。単価を設定するにあたって、事前に 4 者から 5 者に参考見積を徴しており、その業者はほとんど参加してくれています。

(委員長) 参考見積に応じていただいた方は、皆さん入札にも参加しているのでしょうか。

(担当課 1) いいえ。参考見積には応じていただけましたが、入札に参加していない業者もあります。

(委員長) 参考見積を依頼する業者は技術力等で選定するのだと思うのですが、どの

ように絞り込んだのでしょうか。

(担当課 1) 当市の海岸・海洋工事の受注実績を基に選定しました。受注実績があってもいざ打診してみると、うちでは見積できないとお断りされることもありましたが、基本的には受注実績で選んでいます。

(委員長) 分かりました。予定価格の算定のしやすさで言いますと、業者から見た時特殊なものなのか、一般的なものなのかについてはいかがでしょうか。

(担当課 1) 大きな工種につきましては、その特殊性により業者からの参考見積で単価等を設定している部分が大きくなります。また、業者からの参考見積で設定した単価等については、入札時点で公表しているため、これらの点から比較的算定しやすいのかなと考えます。

(委員長) 私は以上で結構です。ありがとうございました。

(委員 1) 私から質問させていただきます。本件は、規定上低入札価格調査制度の対象となっています。幸いにもというか、基準価格を下回るところはなかったみたいですが、その理由は把握されているのでしょうか。低入札対象なので、極端な話何が何でも受注したければ、調査基準価格を下回ってでも取りたいという業者もあると思うのですが、実際にはどの業者も入札書比較価格あたりを狙ってきているようです。業者としては、通常の入札と同じように考えているのでしょうか。

(事務局 1) 先ほどの話であれば、見積で決定した単価も事前に公表しているということで、市の積算と同じぐらいの積算を業者も算出することが可能と考えます。低入札価格調査基準価格については算定方法を HP に掲載していますので、業者もある程度推測はつくと思います。しかし、内容の特殊性や現場状況によってはあえてそこを狙わないこともある、というくらいしか把握できていないです。

(委員 1) 本気で取りにいこうとしたら、調査基準価格をちょっと下回るぐらいであれば落ちる可能性が高いと考えと思いますが、それだと利益が上がらないということもあるのでしょうか。

(事務局 1) そういうところもあるかも知れませんが、実際のところはこちらでも分かっておりません。

(委員 1) 分かりました。私からは以上です。

(委員 2) それでは私から質問させていただきます。開札結果表に記載されている業者4者以外にも参考見積を依頼されたということでしたが、その中に業者

## 支障物件撤去工事（環境課）

cは入っていたでしょうか。

(担当課 1) 業者cについては、市外の業者になりますので見積依頼先として入れておりませんでした。

(委員 2) 入札への参加資格がそもそもないということですね。

(事務局 1) 公告でも地域要件を市内に制限していますので、市外の建設業者は参加資格がないことになります。

(委員 2) 支店や営業所が南あわじ市にあっても参加資格はないのでしょうか。

(事務局 1) 市内に支店や営業所があるかどうかは分かりませんが、少なくとも指名願いは、市外の本社で出されています。

(委員 2) 分かりました。今回の参加業者と同程度の事業規模である業者cの名前がないのはなぜか、というところで質問させていただきました。私からは以上です。

(委員長) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

## 4. 支障物件撤去工事（環境課）

### ○事務局より入札及び契約状況の報告

(委員長) 1者随意契約の理由を伺いたいのですが、先ほど事務局の説明であった「同一の現場で同一時期に施工するのに異なる業者が入るよりも、同じ業者が施工する方がスムーズに進めることができる」というのは、確かにその通りだと思います。ただし、絶対できないということもない気はするのですが、実際どの程度問題があるのでしょうか。

(担当課 1) 本件は、新火葬場建設工事の工事区域内での作業になります。現場は、型枠や資材等の仮置きなどで手狭なところに、建設工事に伴う重機・資材等の搬入が頻繁にある状況です。他の業者が調整をして現場に入ろうとすると、緻密な工程を組まなければならない、非常に困難になってしまいます。関連工事の受注者に施工していただく方が、工程が組みやすく安全かつ適切に現場を管理できる、と担当課では判断しております。

(委員長) それは確かにそうですね。同じ会社・同じグループで施工した方が意思の疎通は早いですね。当初からこの物件が邪魔になるということが分かって工事に組み込んでいれば、それも含めて競争入札にかけることができたと思うんですが、当初は分からなかったのでしょうか。

(担当課 1) 今回、建設工事とはまた別で発注している火葬炉等の機械設備の工事があ

## 支障物件撤去工事（環境課）

り、その機械の搬入のために大型重機がそこまで進入してクレーンで炉の機械や、集じん機械等を運び込むことになっていました。当初、図面上では搬入経路を確保できると判断しておりましたが、新火葬場建設の境界等を実際現地に落としこんで確認したところ、今回の支障物件が障害となる状況になることが後で分かったので、今回その撤去を行ったということです。

(委員長) 当初は大丈夫だろうと見込んでいたけれど、実際に現場が動いてみると支障が出てきた、ということですね。

(担当課 1) はい。そうです。

(委員長) その場合の予定価格はどのように算定されているのでしょうか。業者見積りによるのでしょうか。

(担当課 1) 支障物件の解体とその後設置する擁壁等は、市で積算をしております

(担当課 2) 補足になりますが、いずれ撤去しないといけないものであることは、以前から把握していました。そこで、奥にある衛生センターの解体撤去工事設計と併せて、この支障物件撤去の設計も準備していたところでした。今回はその支障物件撤去部分の設計を使った上で擁壁工事等を追加し、設計や予定価格算定を行ったものです。

(委員長) 分かりました。私からは以上です。

(委員 1) 後だから言える話ですが、設計段階で数字上問題なくても、通ったり曲がったりする時に邪魔になるというのはあり得たので、最初の段階で入れておければ一番よかったかなと思います。ただ、工事については現場で色々なことがあって変更があるのも当然のことです。すでに同じ敷地内で工事を行っている業者があるので、そこが撤去工事をするということも問題ないと思っています。しかし、見積を取る時に、複数業者から見積を取っても良かったのかなという気もします。おそらく、普通に考えたら本件受注者よりも高い見積が出てくるはずで、そうしたら、金額面での担保も取れることとなります。もちろん安い金額の業者が出てくる可能性もありますが、そんなに極端に安くできるわけではないでしょう。仮に多少安い金額で入れて来たとしても、諸事情から本件の受注者に任せる、という判断もできるのではないかと思います。私からは以上です。

(委員 2) それでは私からも質問させていただきます。これまでの説明で、本件設計は衛生センター解体工事の設計を利用されたということでしたが、衛生セ

## 今後の開催について

ンター本体の設計はどのように積算されたのでしょうか。業者によるものなのか、担当課で積算されたのかを教えてください。

(担当課 1) 衛生センター解体設計につきましては、コンサル業者に依頼し積算をいただいています。

(委員 2) それは1者に対して見積依頼したということですか。

(担当課 1) 各項目の見積は3者以上に対して見積を取ってもらっており、コンサル業者からはそれを集約した設計書を成果としていただいております。

(委員 2) 分かりました。

(財務課) 他になければこれで終了します。どうもありがとうございました。

## 3 その他

### 1. 今後の開催について

現在、年に3回のペースで開催している本入札監視委員会について、委員の方々が南あわじ市の入札制度を理解してきたこと、問題があると思われる案件がさほど見られないことから、現在の頻度で無理やり対象案件を選ぶよりも、頻度を減らして内容を充実させるべきではとの意見がありました。この点については事務局で協議し、今後の開催時期を決定していくこととします。

## 配布資料

- ① 入札契約方式別発注件数 総括表(R4.1.1～R4.3.31)
- ② 入札執行状況(R4.1.1～R4.3.31)
- ③ 随意契約一覧表(R4.1.1～R4.3.31)
- ④ 令和4年度 第1回入札監視委員会抽出案件資料